

# 奈良市公報

## 号外第7号

平成19年 3月23日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

### 目次

#### 告 示

- 開発行為に関する工事の完了…………… 1
- 放置自転車等の保管…………… 1
- 交付要求通知書の公示送達…………… 2
- 放置自転車等の保管（3件）…………… 2
- 土地収用法の規定による裁決の申請があった旨の通知…………… 2
- 奈良市訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 3
- 奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 4
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 4
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 4
- 道路の位置指定…………… 5
- 奈良市つどいの広場事業実施要綱…………… 5
- 議会定例会の招集…………… 6
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 6
- 土地区画整理事業の終了の認可…………… 6
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 道路の位置指定の一部訂正…………… 7
- 住民監査請求に係る監査結果の公表…………… 7
- 定例教育委員会の開催…………… 10
- 奈良市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程…………… 11
- 農政部会の招集…………… 11
- 議員の辞職の許可…………… 11

### 告 示

奈良市告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 2月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成18年 9月 4日 奈良市指令都整開第06A-26号  
平成19年 1月31日 奈良市指令都整開第06A-26-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成19年 2月16日 第1039号  
(2) 公共施設 平成19年 2月16日 第455号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市押熊町1番地、2番地の4、5番地の2、5番地の3、5番地の4、5番地の5、6番地の2、6番地の3、7番地の2、7番地の3、9番地の4の一部、14番地の1及び2790番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市芝辻町四丁目 5番地の2  
株式会社リアルエステート  
代表取締役 西村 禮子
- 5 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市押熊町1番地の一部、2番地の4、5番地の2、5番地の3、5番地の4、6番地の2、6番地の3、7番地の2及び7番地の3  
(2) 下水道  
奈良市押熊町1番地の一部、2番地の4、5番地の2、5番地の3、5番地の4、6番地の2、6番地の3、7番地の2及び7番地の3  
(平成19年 2月16日揭示済)

#### 奈良市告示第79号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 2月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

<p>平成19年2月16日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域</p> <p>4 保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設</p> <p>5 引取期間 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。</p> <p>6 引取時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>7 引取りのための必要事項 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 2,000円 イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）</p> <p>8 連絡先 奈良市市民生活部市民安全室地域安全課 電話0742-34-1111代表  (平成19年2月16日揭示済)</p>	<p>自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成19年2月19日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略  (平成19年2月19日揭示済)</p> <hr/> <p><b>奈良市告示第82号</b> 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成19年2月20日 奈良市長 藤原 昭</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成19年2月20日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略  (平成19年2月20日揭示済)</p> <hr/> <p><b>奈良市告示第83号</b> 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成19年2月21日 奈良市長 藤原 昭</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成19年2月21日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略  (平成19年2月21日揭示済)</p> <hr/> <p><b>奈良市告示第84号</b> 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条第1項の規定により、奈良県収用委員会から次のとおり添付書類の一部を省略して裁決の申請があった旨の通知がありましたので、同条第2項の規定により公告します。 平成19年2月21日 奈良市長 藤原 昭</p> <p>1 起業者の名称 奈良県</p> <p>2 事業の種類</p>
<p><b>奈良市告示第80号</b> 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2により、次のとおり公示送達します。 なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。 平成19年2月19日 奈良市長 藤原 昭</p> <p>1 送達をすべき文書 交付要求通知書</p> <p>2 送達を受けるべき者 省略  (平成19年2月19日揭示済)</p> <hr/> <p><b>奈良市告示第81号</b> 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成19年2月19日 奈良市長 藤原 昭</p> <p>1 移動理由</p>	

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業

3. 4. 108号 大森高畑線

3 裁決申請のあった日

平成19年2月15日

4 裁決の申請にかかる土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市三条添川町	211番5	宅地	宅地

(平成19年2月21日揭示済)

**奈良市告示第85号**

奈良市訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年2月23日

奈良市長 藤原 昭

奈良市訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱（平成12年奈良市告示第299号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

奈良市訪問介護利用者負担額軽減措置事業実施要綱第1条中「第7条第6項に規定する訪問介護（以下「訪問介護」）を「第8条第2項に規定する訪問介護、同条第15項に規定する夜間対応型訪問介護及び法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「訪問介護等」）に、「減額措置事業」を「軽減措置事業」に、「訪問介護の」を「訪問介護等の」に改める。

第2条第2号中「。以下「基準省令」という。」を削り、「基準省令第2条第7号」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第2条第4号」に、「居宅支援サービス費用基準額」を「介護予防サービス費用基準額」に、「居宅支援サービス費の」を「介護予防サービス費の」に改め、同条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 指定居宅サービス事業者等 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者及び法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。

(4) 指定居宅介護支援事業者等 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び法第58条第1項に規定する指定居宅介護予防支援事業者をいう。

第3条中「減額対象者」を「軽減対象者」に改め、同条第1号中「該当するもの」を「該当し、かつ、平成17年度末現在において対象者として認定されていたもの」に改め、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）による

ホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者

イ 40歳以上65歳未満で、法第7条第3項第2号に規定する特定疾病によって生じた障害が原因で、要介護者等となった者

第4条の見出しを「(軽減内容及び方法)」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、対象者が指定居宅サービス事業者等から法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額の範囲内で訪問介護等のサービスを受けたときは、別表に定めるところにより利用者負担額を軽減する。

第4条第2項中「減額方法」を「軽減方法」に改め、同項第1号中「前条第1項第1号」を「前条第1項第1号及び第2号」に、「指定居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、同項第2号中「前条第1項第2号」を「前条第1項第3号」に、「指定居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者等」に改める。

第5条第1項中「減額を」を「軽減を」に、「訪問介護利用者負担額減額（更新）申請書」を「訪問介護利用者負担額軽減（更新）申請書」に改め、同条第2項中「減額」を「軽減」に改める。

第6条第1項中「訪問介護利用者負担額減額（更新）決定通知書」を「訪問介護利用者負担額軽減（更新）決定通知書」に、「訪問介護利用者負担額減額認定証」を「訪問介護利用者負担額軽減認定証」に改める。

第7条を次のように改める。

(認定証の提示)

第7条 利用者負担額の軽減の認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、指定居宅介護支援事業者等に居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成を依頼するとき、又は指定居宅サービス事業者等による訪問介護等を受けるときは、事前に認定証を提示しなければならない。

第10条中「減額認定」を「軽減認定」に、「訪問介護」を「訪問介護等」に、「減額を」を「軽減を」に改める。

第11条及び第12条中「減額」を「軽減」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

(1) 対象者が第3条第1号及び第3号の者の場合

適用期間	利用者負担額の減額内容
平成18年4月1日から平成19年6月30日まで	利用者負担額に10分の7を乗じた額
平成19年7月1日から平成20年6月30日まで	利用者負担額に10分の4を乗じた額

(2) 対象者が第3条第2号の者の場合 全額免除

別記第1号様式中「訪問介護利用者負担額減額(更新)申請書」を「訪問介護利用者負担額軽減(更新)申請書」に、「減額申請理由」を「軽減申請理由」に、「奈良市長様」を「(あて先)奈良市長」に、「減額(更新)を」を「軽減(更新)を」に改める。

別記第2号様式中「訪問介護利用者負担額減額(更新)決定通知書」を「訪問介護利用者負担額軽減(更新)決定通知書」に、「訪問介護利用者負担額減額(更新)」を「訪問介護利用者負担額軽減(更新)」に改める。

別記第3号様式中「訪問介護利用者負担額減額認定証」を「訪問介護利用者負担額軽減認定証」に、「減額内容」を「軽減内容」に改める。

附則

この告示は、平成19年2月23日から施行し、この告示による改正後の奈良市訪問介護利用者負担額軽減措置事業実施要綱の規定は、平成18年4月1日以後に提供される訪問介護等に係る利用者負担の軽減について適用する。

(平成19年2月23日揭示済)

奈良市告示第86号

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年2月23日

奈良市長 藤原 昭

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業実施要綱(平成12年奈良市告示第325号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱

第3条に次の1項を加える。

2 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間、介

護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第23条第3項に規定する特定被保険者(同条第1項及び第2項に該当する者を除く。以下「税制改正に伴う経過措置対象者」という。)に係る前項の規定の適用については、同項中「市民税非課税世帯に属する者」とあるのは「税制改正に伴う経過措置対象者」と、同項第1号及び第2号中「120万」とあるのは「190万」とする。

第5条中「奈良市訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱」を「奈良市訪問介護利用者負担額軽減措置事業実施要綱」に、「第3条第1項第1号」を「第3条第1号及び第2号」に改める。

別表中「1/2」を「1/2、税制改正に伴う経過措置対象者は1/8」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 税制改正に伴う経過措置対象者については、軽減対象費用の額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、当該基準費用額を軽減対象費用とする。

附則

この告示は、平成19年2月23日から施行し、この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の規定は、平成18年7月1日以後に提供されるサービスに係る軽減から適用する。

(平成19年2月23日揭示済)

奈良市告示第87号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年2月23日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ホームヘルプステーションゲットライフ	奈良市神功三丁目7-34	介護予防 訪問介護	平成19年1月1日
有限会社やまびこ	奈良市神功三丁目7-34		
グループホーム杏	奈良市杏町306-3	地域密着型 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護予防 認知症対応型共同生活介護	平成19年2月1日 平成19年2月1日
株式会社和	奈良県奈良市あやめ池南五丁目1-34		

(平成19年2月23日揭示済)

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年2月23日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第88号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	地域密着型 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護予防 認知症対応型共同生活介護	平成19年1月31日 平成19年1月31日
グループホーム杏	奈良市杏町306-3		
株式会社阪田組	奈良市杏町306-3		

(平成19年 2月23日揭示済)

**奈良市告示第89号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年 2月23日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番8号
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次
道路の位置	奈良市南京終町一丁目84番地の4の一部
道路の幅員	最大5.0m 最小5.0m
道路の延長	30.01m
指定年月日	平成19年 2月23日
指定番号	第18021号

(平成19年 2月23日揭示済)

**奈良市告示第90号**

奈良市つどいの広場事業実施要綱を次のように定める。

平成19年 2月23日

奈良市長 藤原 昭

奈良市つどいの広場事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、主に乳幼児（おおむね3歳未満の者をいう。以下同じ。）を養育する親と当該乳幼児（以下「子育て親子」という。）が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図る場及び育児相談等を行う場を設置するつどいの広場事業（以下「事業」という。）を実施することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て及び子育てができる環境を整備し、もって、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 事業は、その全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の法人（以下「社会福祉法人等」という。）に委託して実施するものとする。

(利用対象者)

第3条 事業を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する子育て親子
- (2) 市内に住所を有する子育てに関心がある者
- (3) その他市長が必要と認める者

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流及び集いの場の提供
- (2) 子育てに関する相談及び援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習の実施

(実施場所)

第5条 事業は、次のいずれにも該当する場所で実施するものとする。

- (1) 子育て親子が集うのに適した室内であること。
- (2) おおむね10組以上の子育て親子が一度に利用しても支障がない程度以上の広さを有すること。
- (3) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備を有すること。

(実施時間及び実施日)

第6条 事業の実施時間は、午前10時から午後4時までとする。

2 事業の実施日は、原則として、週5日以上とする。ただし、次に掲げる日には、事業を実施しない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日（日曜日に当たる日を除く。）
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、事業の実施時間及び実施日を変更することができる。

(職員の配置)

第7条 社会福祉法人等は、事業の実施場所に、子育て親子の支援に関し意欲があり、相当の知識と経験を有する者（以下「子育てアドバイザー」という。）を2人以上配置するものとする。

2 社会福祉法人等は、子育てアドバイザーのほかに、子育てに関心のあるボランティアスタッフ（以下「ボランティアスタッフ」という。）を配置することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、社会福祉法人等は、市長が事業の実施に支障がないと認めたときは、子育てアドバイザー1人とボランティアスタッフを配置して、事業を実施することができる。

(守秘義務)

第8条 子育てアドバイザー及びボランティアスタッフは、利用者の相談内容及び業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これらの者が、その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成19年2月28日から施行する。  
(平成19年2月23日揭示済)

奈良市告示第91号

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
290100030	奈良市朱雀三丁目5-4	株式会社ライフエール 奈良店	天理市中之庄町483	株式会社ライフエール 代表取締役 嶋山 賢次	平成19年3月1日

(平成19年2月26日揭示済)

奈良市告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年2月26日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号  
平成18年10月6日 奈良市指令都整開第06A-32号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成19年2月26日 第1040号  
(2) 公共施設 平成19年2月26日 第456号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市法蓮町930番地の1、930番地の9、930番地の10、930番地の11、930番地の12、930番地の15、930番地の16、930番地の17及び930番地の20
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市中央区淡路町四丁目2番15号  
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社  
常務取締役関西支店長 桑井 常夫
- 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市法蓮町930番地の1  
(2) 下水道  
奈良市法蓮町930番地の1の一部  
(平成19年2月26日揭示済)

奈良市告示第94号

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により（仮称）登美ヶ丘駅前土地地区画整理事業（奈良市域）の終了を認可しましたので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告し

平成19年3月5日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成19年2月26日

奈良市長 藤原 昭  
(平成19年2月26日揭示済)

奈良市告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の10の規定により公示します。

平成19年2月26日

奈良市長 藤原 昭

ます。

平成19年2月27日

奈良市長 藤原 昭

- 土地地区画整理事業の名称  
(仮称) 登美ヶ丘駅前土地地区画整理事業 (奈良市域)
- 施行者の名称  
近畿日本鉄道株式会社及び近鉄不動産株式会社
- 事業施行期間  
平成15年9月2日から平成19年3月31日まで
- 施行地区  
奈良市中登美ヶ丘六丁目の一部
- 施行認可の年月日  
平成15年8月27日
- 終了の認可の年月日  
平成19年2月19日  
(平成19年2月27日揭示済)

奈良市告示第95号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年2月27日

奈良市長 藤原 昭

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 和田設備	代表取締役 和田 亘	奈良県奈良市大和田町577番地	平成19年2月26日

(平成19年2月27日揭示済)

奈良市告示第96号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年2月28日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
酒井内科医院	奈良市南京終町一丁目193-5	平成19年3月12日
アスキーデンタルクリニック	奈良市芝辻町二丁目10-4 喜竹ビル1F	平成19年3月10日

(平成19年2月28日揭示済)

奈良市告示第97号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年2月28日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
浜田歯科	奈良市登美ヶ丘三丁目2-11	平成19年2月10日

(平成19年2月28日揭示済)

奈良市告示第98号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年2月28日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号  
平成18年8月11日 奈良市指令都整開第06A-24号  
平成19年2月6日 奈良市指令都整開第06A-24-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成19年2月28日 第1041号  
(2) 公共施設 平成19年2月28日 第457号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市富雄元町四丁目1919番地の4、1922番地の1、1926番地の1、1926番地の2、1929番地の5及び2378番地の4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都中央区日本橋室町三丁目1番20号  
三井不動産レジデンシャル株式会社  
代表取締役社長 松本 光弘
- 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路  
奈良市富雄元町四丁目1919番地の4及び1922番地の1の各一部  
(2) 下水道  
奈良市富雄元町四丁目1919番地の4、1922番地の1及び2378番地の4の各一部  
(3) 管路敷  
奈良市富雄元町四丁目1922番地の1及び2378番地の

- 4の各一部
  - (4) 公園  
奈良市富雄元町四丁目1929番地の5の一部
  - (5) 調整池  
奈良市富雄元町四丁目1922番地の1の一部
- (平成19年2月28日揭示済)

奈良市告示第99号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(平成18年奈良市告示第787号)の一部を次のように訂正します。

平成19年2月28日

奈良市長 藤原 昭

道路の位置の項中「奈良市二条町」を「奈良市二条町二丁目」に改める。

(平成19年2月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので次のとおり公表します。

平成19年2月26日

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 中嶋 肇  
同 幾田 邦夫  
奈 監 第 28 号  
平成19年2月23日

請求人 様

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 中嶋 肇  
同 幾田 邦夫

住民監査請求の結果について(通知)

平成18年12月28日付けで提出のあった住民監査請求については、平成19年1月10日付けで受理し、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

なお、監査委員 米澤 保は、本件の監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥しました。

記

- 監査対象  
奈良市 総務部 監理課
- 請求人の証拠の提出及び陳述  
地方自治法第242条第6項の規定により、平成19年1月22日、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。
- 関係人の事情聴取  
地方自治法第199条第8項の規定により、平成19年1月22日、総務部長、同部監理課長に対し事情聴取を行った。また、本件監査対象とされた32件の入札への参加者である305者を関係人とし、無作為抽出した39者について

ては平成19年1月24日、25日に任意で出席を求め、面談による事情聴取を行うとともに、それ以外の266者に対しては郵送による書面での調査を行なった。

4 請求の要旨

1 奈良市が平成18年7月～10月に実施した入札において、参加業者が予め3社～8社が入札金額を同額になるよう入札調整し、市による抽選で落札業者を決定させ、不正な利益が得られるよう談合し、奈良市に損害を与えたものである。又、談合を画策した業者のうち、株式会社澤田組・三条建設・株式会社松石建設の3業者の代表者を競売入札妨害により逮捕されたこと及び奈良市の入札指名停止処分を受けていることから談合の事実は明らかである。

よって、上記3業者以外も同じ入札形態を繰返し実行し、落札業者を決めていたことは「開札録」からも恒常的に談合が行われたことは明らかであり、奈良市に損害を与えたこれら応札業者に対し損害金の弁済をさせるよう、監査請求に至ったものである。

2 談合が明白な事実

平成18年9月12日(火)午前9時30分に執行された「第10号市営住宅建替工事(A-12工区)」の入札直前監査対象の入札一覧表

に業者控室でおこなわれた談合の手口がテレビ・新聞等で生々しく報道され、談合を取り仕切った業者が奈良県警に競売入札妨害で逮捕されるに至った事実がある。

しかし、前述の入札以外にも同様の入札形態が常態化していたことは開札録で落札率の高さが如実に示している。

又、談合が明らかになった以降、入札参加業者の入札金額が「最低制限価格」で応札する傾向が増加している。このことは談合をしなくても採算が取れる事を示しているものである。

3 談合により奈良市が被った損害額の算出根拠

日本弁護士連合会が2001年2月「入札実態調査報告」の中で「談合することにより落札価格が20%以上あがる」と多数の業者が証言していると報告している。この入札実態調査報告を基に予定価格の80%を談合しなかった場合の落札率と算定し、損害額¥66,052,000円を算出した。

奈良市長は恒常的に違法行為を繰返した入札参加業者に奈良市が被った損害金を弁済させるよう、必要な措置を講ずるよう求める。

番号	入札日	工事名	予定価格	落札価格	落札率(%)
1	平成18年7月11日	水質改善下水道築造工事(公3)藤原町地内	14,907,000	14,500,000	97.26
2	平成18年7月12日	都南中学校給食配膳室整備工事	5,720,000	5,600,000	97.90
3	平成18年7月13日	舗装道補修工事(中登美ヶ丘一丁目地内他登美ヶ丘鹿畑線他)	10,826,000	10,600,000	97.91
4	平成18年7月25日	飛鳥中学校給食配膳室整備その他工事	8,860,000	8,600,000	97.06
5	平成18年7月31日	旧第8号(肘塚)市営住宅解体撤去工事(1工区)	7,135,000	6,990,000	97.96
6	平成18年9月8日	耐震性貯水槽40m <sup>3</sup> 型設置工事(秋篠町地内)	7,972,000	7,800,000	97.84
7	平成18年9月8日	水質改善下水道築造工事(単11)押熊町地内	6,760,000	6,600,000	97.63
8	平成18年9月8日	東消防署庁舎改修工事	6,050,000	5,880,000	97.19
9	平成18年9月12日	第10号市営住宅建替工事(A-12工区)	29,672,000	28,950,000	97.56
10	平成18年9月12日	第10号市営住宅建替工事(A-13工区)	28,542,000	27,990,000	98.06
11	平成18年9月25日	東部第1地区管路施設工事(大柳生)11工区(単独)	13,660,000	13,250,000	96.99
12	平成18年9月25日	東部第1地区管路施設工事(西狭川)10工区(単独)	12,490,000	12,200,000	97.67
13	平成18年9月25日	水質改善下水道築造工事(単16)法華寺町地内	8,334,000	8,150,000	97.79
14	平成18年9月26日	水質改善下水道築造工事(枝6)七条一丁目地内	23,907,000	23,300,000	97.46
15	平成18年10月10日	水質改善下水道築造工事(特単4)今市町地内	10,660,000	10,400,000	97.56
16	平成18年10月10日	東部第2-1地区管路施設工事(興ヶ原)8工区	10,870,000	10,590,000	97.42
17	平成18年10月10日	道路新設工事(法蓮町地内仮称法蓮南南北線)	7,830,000	7,650,000	97.70
18	平成18年10月11日	京西中学校プール改修その他工事	11,900,000	11,600,000	97.47
19	平成18年10月23日	河川改修工事(和田町地内矢田原川)	11,103,000	10,800,000	97.27
20	平成18年10月23日	道路改良工事(大和田町地内西部第717号線)	8,185,000	8,000,000	97.73
21	平成18年10月24日	交通安全施設整備工事(古市町地内南部第297号線)	6,309,000	6,100,000	96.68
22	平成18年10月24日	河川改修工事(水間町地内打滝川支流)	5,521,000	5,400,000	97.80
23	平成18年7月11日	道路修繕工事(中筋町地内北部第457号線)	9,197,000	8,990,000	97.74
24	平成18年7月25日	鶴舞小学校グラウンド・法面改修工事	15,161,000	14,850,000	97.94
25	平成18年7月25日	伏見中学校屋内運動場付帯施設増築工事	8,310,000	8,120,000	97.71
26	平成18年8月9日	道路改良工事(針ヶ別所町地内のぼりを線)	27,617,000	27,000,000	97.76
27	平成18年9月25日	道路改良工事(田原春日野町地内東部第283号線)	10,239,000	10,000,000	97.66
28	平成18年10月10日	道路改良工事(西狭川町地内東部第114号線)	5,524,000	5,400,000	97.75



29	平成18年10月23日	河川改修工事(若葉台一丁目地内大池川支流)	12,892,000	12,500,000	96.95
30	平成18年10月23日	河川改修工事(都祁南之庄地内コセ川)	12,831,000	12,500,000	97.42
31	平成18年10月23日	河川改修工事(山町地内大川)	9,632,000	9,300,000	96.55
32	平成18年 7月26日	東市小学校下水道直結工事	7,519,000	7,350,000	97.75
		合 計	376,135,000	366,960,000	97.56

番号1～8・10～22 3者同額のため、くじにより決定。  
番号23～31 4者同額のため、くじにより決定。  
番号32 8者同額のため、くじにより決定。

5 監査対象事項

本件監査請求は、入札参加者が不正な利益が得られるような談合をしたかどうかである。

6 監査の結果

関係人からの事情聴取等による事実関係は、以下のとおりである。

(1) 競争入札参加者は「奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領」第6条の規定に基づき、奈良市建設工事入札参加者等審査会で格付審査され、また格付等級は対象工事の設計金額毎に同要領の競争入札発注基準表により区分されていること。なお、本件監査対象のうち31件の入札は「奈良市制限付一般競争入札実施要領」の規定に基づき、実施されたものであったこと。

また、それぞれの入札執行に係る事務手続は、地方自治法及び同法施行令並びに奈良市契約規則等に基づき処理がなされていたこと。

(2) 監理課においては、入札の実施にあたり談合情報や談合行為は一切確認できず、テレビ、新聞等による第10号市営住宅建替工事(A-12工区)の報道により初めてその確認をされたということ。

(3) 競争入札における応札額は、あくまで入札者各人の自由意志に基づいて表示されるべき競争価格であり、地方自治法第234条第3項の規定のとおり、それが予定価格と最低制限価格内で最低の価格であれば契約の相手方とされるものであり、落札率が高いことをもって談合があった、また最低制限価格で応札していることをもってなかったとは判断していないということ。

今後は工事種別ごとに最低制限価格の設定基準を、より適正な工事施工の確保が担保できる基準に見直す

方向性にあるということ。

(4) 平成18年9月12日執行の第10号市営住宅建替工事(A-12工区)入札参加者に対し、平成18年10月22日のテレビ放映を談合情報として「奈良市入札における談合等に関する措置要領」に基づき同月24日、11月7日に事情聴取し、誓約書を作成されており、また11月13日に公正取引委員会へその旨を通知済みであること。さらに、入札に参加した14者が競売入札妨害罪で逮捕または書類送検されたことをうけ「奈良市建設工事等入札参加者指名停止措置要領」に基づき、1者については24箇月、他の13者については12箇月の指名停止処分をされていること。

なお、当該工事請負契約は9月19日付けで締結され、その前払い金にあたる12,100,000円は10月10日に支払済みであること。

また、上記入札と同日執行の第10号市営住宅建替工事(A-13工区)入札参加者に対しても、10月27日のテレビ放映を談合情報として事情聴取され、同様に11月13日に公正取引委員会へ通知済みであること。

(5) 第10号市営住宅建替工事(A-12工区)の工事請負契約について、契約の工事期間内に完了すると認められないとして、平成19年2月13日付けで契約解除の方針を決定されたこと。

(6) 入札参加者を関係人とした調査については、参加した入札件数ごとにそれぞれ行い、責任ある回答を得るために署名を求めた。

面談については36者から42件、また書面による回答については、221者から329件の調査回答を得、その内容と結果は次表のとおりである。

調査対象者 305者 ・ 調査総件数 437件  
調査回答者 257者 ・ 調査回答件数 371件

.....の入札(平成18年 月 日執行)についての調査  
(質問1)

本件の入札において、昨年テレビ放映及び新聞報道されたような、入札に参加した業者から受注業者を「くじ」で調整し、その他の業者は設定した落札価格を上回る金額で入札するような談合が行われていましたか。いずれかに○をしてください。

- ① 行われた 8件
- ② 行われていない 338件
- \* その他意見 20件  
(入札を辞退した・憶えてない・知らない等)
- \* 無回答 5件

(質問2)

本件の入札以外の公共工事入札において、質問1のような「くじ」による談合に参加したことがありますか。いずれかに○をしてください。

- ① ある 10件
- ② ない 343件
- \* その他意見 2件 (憶えてない・知らない等)
- \* 無回答 16件

(質問3)

質問1のような「くじ」による談合が行われているということを聞いたり、あるいはこのような現場に出くわしたことがありますか。いずれかに○をしてください。

- ① ある 22件
- ② ない 332件
- \* その他意見 2件 (憶えてない・知らない等)
- \* 無回答 15件

以上の事実関係等に基づき考査すると、本件監査対象の開札録の状況は談合があったとされる第10号市営住宅建替工事(A-12工区)とほぼ同様であり疑わしいと思料した。そこで、他の31件の入札につき上記(6)の調査を行い、結果を分析したところ同一入札の中で1者からは談合が行われたとの回答があるものの、他の入札参加者は否定している等、整合性がなかった。地方自治法で規定されている限られた監査期間内の監査委員の調査権限をもってしては、これ以上の事実の究明は甚だ困難なところであり、結果として談合があったという事実の確認は得られず、その存在を認めることはできなかった。しかし、一部ではあるが、入札参加者から適正ではない入札行為があったとの回答もよせられており疑念を抱くところであり、事実の究明に向けて対処をされることを市長に要望した。

ただし、第10号市営住宅建替工事(A-12工区)に係る入札については請求に理由があると認め、地方自治法242条第4項の規定に基づき、市長に対し別紙のとおり勧告した。

なお、付言すれば、本件監査請求の対象のうち第10号市営住宅建替工事(A-12工区)については、入札参加者が競売入札妨害罪で逮捕されるなど、大きく新聞報道等報ぜられて市民の疑惑と不信を招いたことは、極めて遺憾なことである。

今後は入札の客観性、透明性及び競争性をより高めるため、新たな入札制度改革の方針を決定されたところでもあり、入札、契約のあり方について、市民の疑惑を招くことのないよう業務の執行に万全を期されることを強く望むものである。

別紙

奈 監 第 29 号  
平成19年2月23日

奈良市長 藤原 昭 様

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 中嶋 肇  
同 幾田 邦夫

地方自治法第242条に基づく住民監査請求について(勧告)

平成18年12月28日付けで提出のあった、公共工事入札において談合によるものとされる市の損害額の返還に関する住民監査請求について監査を実施した結果、別紙請求人への通知のとおり請求に一部理由があると認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により下記のとおり勧告する。

記

- 1 措置内容  
第10号市営住宅建替工事(A-12工区)の工事請負契約について、契約解除の方針を決定されたが、損害を被ることのないよう必要な措置を講じること。
- 2 措置期限  
平成19年5月1日  
なお、措置を講じられた場合は、地方自治法第242条第9項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。  
(平成19年2月26日揭示済)

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第3号

平成19年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成19年2月28日

奈良市教育委員会  
委員長 植松 滋子

- 1 日時  
平成19年3月6日(火)  
午前10時から
- 2 場所  
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件  
教育長報告

- (1) 平成19年度経常・政策経費予算内示額について
- (2) 一条高等学校敷地の一部用途廃止について
- (3) 人事について
- (4) 「奈良市人権教育推進についての指針」について

議事

- 議案第54号 奈良市教育委員会職員服務規程の一部改正について
- 議案第55号 奈良市立狭川幼稚園の休園について
- 議案第56号 奈良市立小学校通学区域の一部改正について
- 議案第57号 奈良市指定文化財の指定について
- 議案第58号 奈良市指定文化財の改正について
- 議案第59号 「平成19年度補助するスポーツ団体」について
- 議案第60号 奈良市立中学校通学区域の一部改正について

その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について  
3月～4月
- 傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。  
(平成19年2月28日揭示済)

## 選挙管理委員会

### 奈良市選挙管理委員会告示第5号

奈良市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年2月20日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 吉田 勝二

奈良市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程  
奈良市選挙管理委員会規程（昭和41年奈良市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第11条中「関係吏員」を「関係職員」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年2月20日揭示済)

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第3号

奈良市農業委員会平成19年2月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成19年2月21日

奈良市農業委員会  
農政部会長 藤澤 久男

1 日時

- 平成19年2月28日（水）午前10時
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
  - 3 審議案件  
(1) 第43号なら農業委員会だよりの発行について  
(2) 平成19年度農業委員会事業計画について  
(3) 農業相談会実施結果について  
(平成19年2月21日揭示済)

## 議 会

### 奈良市議会告示第1号

平成19年2月19日、奈良市議会議員 大坪宏通の辞職を許可しました。

平成19年2月19日

奈良市議会議長  
和田 晴夫  
(平成19年2月19日揭示済)